

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 1 月 16 日

札幌地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 西 戸 亜希子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 1 月 30 日から 令和 8 年 2 月 9 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 2 月 12 日 午前 10 時 00 分 場 所 札幌地方裁判所別館 4 階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 2 月 18 日 午前 9 時 20 分 場 所 札幌地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 2 月 16 日から 令和 8 年 2 月 20 日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 1 月 16 日から当庁記録閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

- 1 所 在 恵庭市恵央町
 地 番 4 番 9
 地 目 宅地
 地 積 265.11 平方メートル

- 2 所 在 恵庭市恵央町 4 番地 9
 家屋 番号 4 番 9
 種 類 居宅
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺地下1階付2階建
 床 面 積

1 階	62.10 平方メートル
2 階	64.59 平方メートル
地下1階	47.20 平方メートル

 (現況)
 種 類 居宅・事務所
 床 面 積

1 階	62.10 平方メートル
2 階	64.59 平方メートル
地下1階	約62.10 平方メートル



注 意 書

- 1 本件の入札には、令和2年4月1日に施行された改正民事執行法第65条の2により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述書が必要です。

陳述書の提出がない場合には入札が無効となります。また、陳述書等の記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。 陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

無効になる入札が散見されています。無効な入札にならないようにご注意ください。

(無効になる入札例)

- 陳述書や陳述書別紙の氏名に「フリガナ」がない。
- 生年月日の記載がない。
- 「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」(※)の□にチェックが入っているが、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない。

(※)「自己の計算～とする者」とは、自ら不動産を取得する意図の下で、あなたに対し資金提供をして入札をさせ、不動産を取得しようとしている者のことをいいます。

例1) Bは物件を取得したいと考えたが、自らは入札せずA(あなた)に資金を提供し、Aが入札した。

→Bは「自己の～とする者」に該当する。

例2) Aは物件を取得したいと考えて、金融機関Cから融資を受け、Aが入札した。

→Cは「自己の～とする者」に該当しない。

- 2 売却決定期日は、同法68条の4により、最高価買受申出人が暴力団員等に該当するか否かを警察へ照会した場合には、**2週間程度延期**する場合があります。

- 3 入札に当たってご不明な点は、当庁執行官室(☎011-281-3535)に直接お問い合わせいただくか、不動産競売物件情報(通称BIT)サイトのトップ画面「手続案内」でご確認ください。

札幌地方裁判所民事第4部不動産競売係

注 意 書

本件は、評価書の記載を参考にして、執行裁判所が売却基準価額を変更しています（民事執行規則第30条の3）。

変更後の価額を示す補充評価書はありませんので、評価書を参考の上、期間入札の公告に記載された変更後の売却基準価額をご覧ください。

物 件 明 細 書

令和 7年 9月18日

札幌地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 西 戸 亜希子

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

道明株式会社が占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし、代金納付日から6か月間明渡しが猶予される。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも登載されています。



物 件 目 録

- 1 所 在 恵庭市恵央町
地 番 4 番 9
地 目 宅地
地 積 265.11 平方メートル

- 2 所 在 恵庭市恵央町 4 番地 9
家屋 番号 4 番 9
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺地下 1 階付 2 階建
床 面 積 1 階 62.10 平方メートル
2 階 64.59 平方メートル
地下 1 階 47.20 平方メートル
(現況)
種 類 居宅・事務所
床 面 積 1 階 62.10 平方メートル
2 階 64.59 平方メートル
地下 1 階 約 62.10 平方メートル



令和 7 年(ケ)第 59 号
令和 7 年 7 月 8 日受理
令和 7 年 8 月 5 日提出

現況調査報告書

札幌地方裁判所

執行官 石 村 好 広

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|--------------------|--------------|
| 1 | 所 在 | 恵庭市恵央町 | |
| | 地 番 | 4 番 9 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 265.11 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 恵庭市恵央町 4 番地 9 | |
| | 家屋 番号 | 4 番 9 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺地下1階付2階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 62.10 平方メートル |
| | | 2 階 | 64.59 平方メートル |
| | | 地下1階 | 47.20 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地 (物件 1) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☒ 公簿上の記載と次の点異なる (☒ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☒ 種類 : 居宅・事務所 ☐ 構造 : ☒ 床面積 : 1 階 6 2 . 1 0 平方メートル 2 階 6 4 . 5 9 平方メートル 地下 1 階 約 6 2 . 1 0 平方メートル		
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類 : ☐ ある { 構造 : 床面積 :		
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 上記の者が本建物を事務所として使用している。 ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(2 枚目)

占有者及び占有権原（物件２関係）		
占有範囲	■全部 □	
占有者	□債務者 ■道明株式会社（占有者）	
占有状況	□敷地 □駐車場 □ □居宅 ■事務所 □店舗 □倉庫 □	
■関係人（■A（所有者） ■B（占有者の取締役））の陳述／■提示文書（契約書）の要旨		
占有権原	■賃借権 □使用借権 □無権原	
占有開始時期	令和５年４月２０日	
最初の契約日	令和５年４月１９日	
契約等期間	令和５年４月２０日から ■令和７年４月１９日まで □期間の定めなし	
更新の種別	□合意更新 ■自動更新 □法定更新	
現在の契約等期間	令和７年４月２０日から ■令和９年４月１９日まで２年間 □期間の定めなし	
契約等貸主	■所有者 □その他の者（ ）	
当事者借主	■占有者 □その他の者（ ）	
賃料・支払時期等	毎月 金 96,800 円（毎月 27 日限り翌月分支払） □前払（ 分 円） □相殺（ 分 円）	
敷金・保証金	□ない ■ある（■敷金 88,000 円 □保証金 円）	
特約等	□譲渡・転貸を認める ■退去時にハウスクリーニング料として 44,000 円を支払う。	
その他	共益費（管理費）月額 5,500 円 保証会社年更新料 10,230 円 入居時に水廻り消毒料 44,000 円及び保証会社初回保証料 102,300 円を支払っている。	
執行官の意見	■上記のとおり □下記のとおり □「執行官の意見」のとおり	

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

■ 本土地について

- 1 本土地上の境界標は、土地建物位置関係図記載の1か所にしか確認できなかった。公図等を基に概測した結果は、ほぼ公図のとおりと思われるが、正確な地積・範囲等の確定については専門家による測量による必要がある。
- 2 本土地は概ね平坦であり、土地建物位置関係図記載のとおり市道及び各隣地に、ほぼ等高に接面している。
- 3 本土地上に、土地建物位置関係図記載のとおり、土留（コンクリート板・木製）が設置されているほか、インターロッキング及びアスファルト舗装が施されている。

■ 本建物について

- 1 玄関前に風除室（約2.48平方メートル）が設置されている。
- 2 建物間取図記載のとおり、地下1階が約14.90平方メートルほど増築されている。
- 3 経年相応の劣化状況であり、保守管理の状態は良好と見受けられた。

■ 占有者及び占有権原の補足

- 1 占有者が提示した賃貸借契約書には、賃貸借の目的物の契約面積として、「1～2階部分」と記載されているが、契約当事者双方は当職に対し、本建物全部が賃貸借の目的物である旨を回答した。
- 2 当職の照会に対する所有者の回答書では、賃借人の表示、賃料の月額につき、占有者が提示した賃貸借契約書の記載と齟齬があるため、所有者に電話で確認したところ、占有者が提示した賃貸借契約書記載のとおり間違いない旨を回答した。

以 上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7 年 7 月 1 0 日 (木) : — :	(郵便)	所有者に書面照会
7 年 7 月 1 0 日 (木) 14 : 00— 14 : 40	物件所在地	現地確認、写真撮影、占有調査、Bと面談
7 年 7 月 1 4 日 (月) 14 : 15— 14 : 20	(インターネット)	占有者の法人登記情報取得
7 年 7 月 1 6 日 (水) 9 : 05— 9 : 15	(電話)	Aから電話聴取
7 年 7 月 1 6 日 (水) 13 : 50— 14 : 30	物件所在地	立入調査、写真撮影、Bと面談、写真撮影、評価人同行
7 年 7 月 3 0 日 (水) 14 : 55— 15 : 00	(インターネット)	本土地上の既登記建物調査
年 月 日 () : — :		

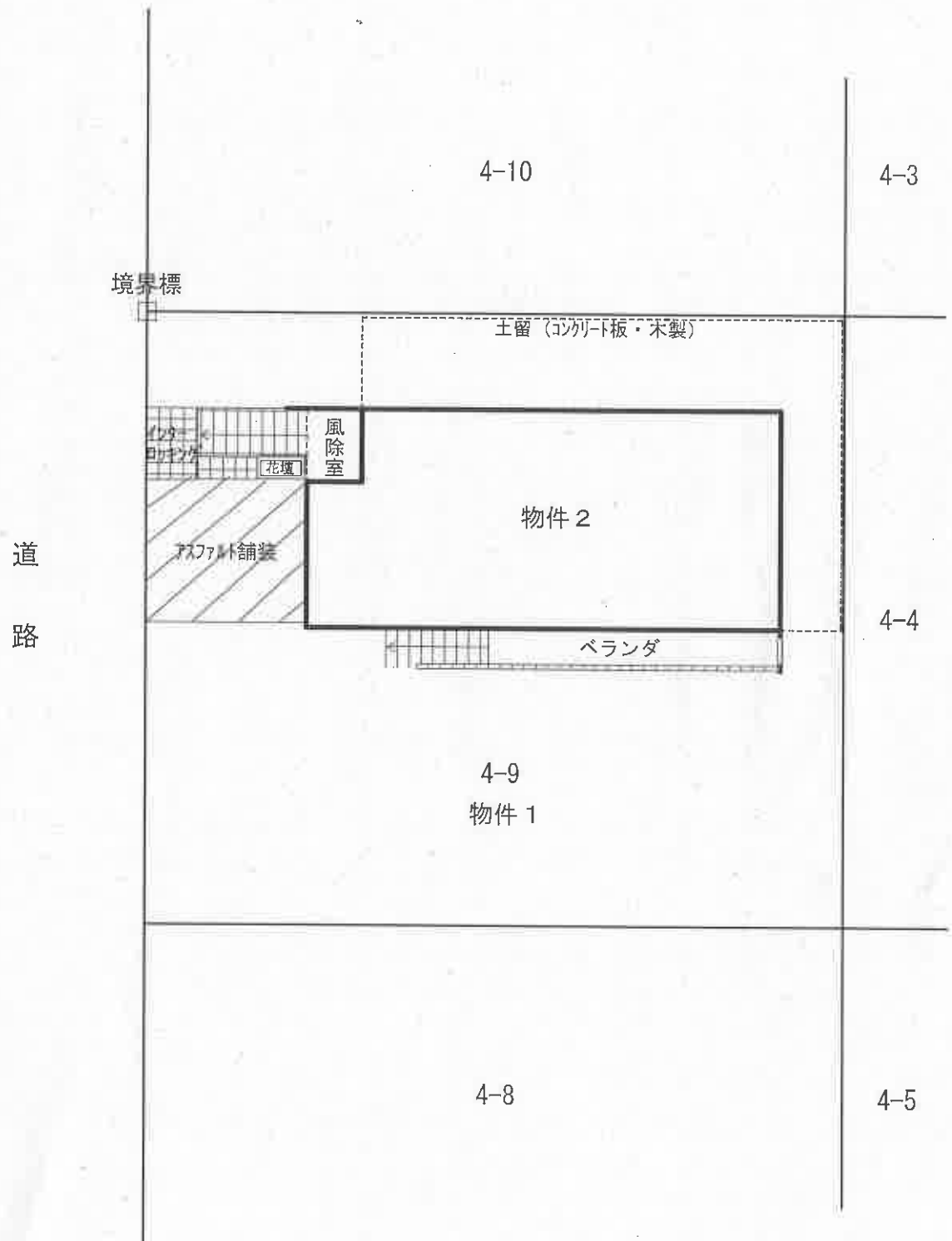
(特記事項)

- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。
- ☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。
- ☐ 令和 年 月 日

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)

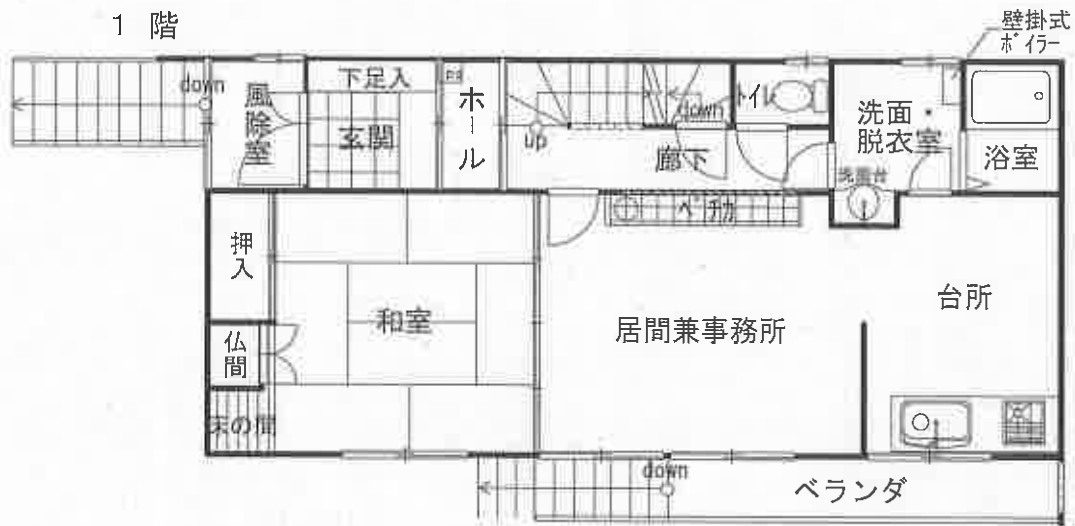
土地建物位置関係図



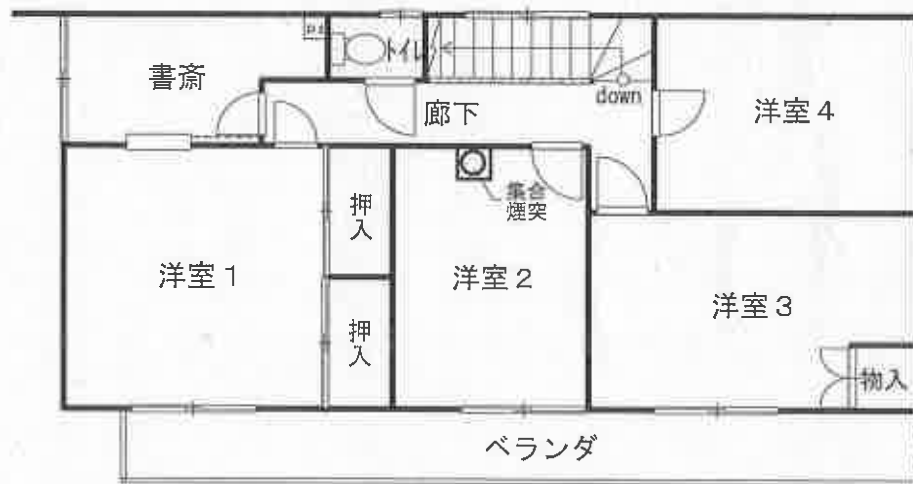
建物間取図



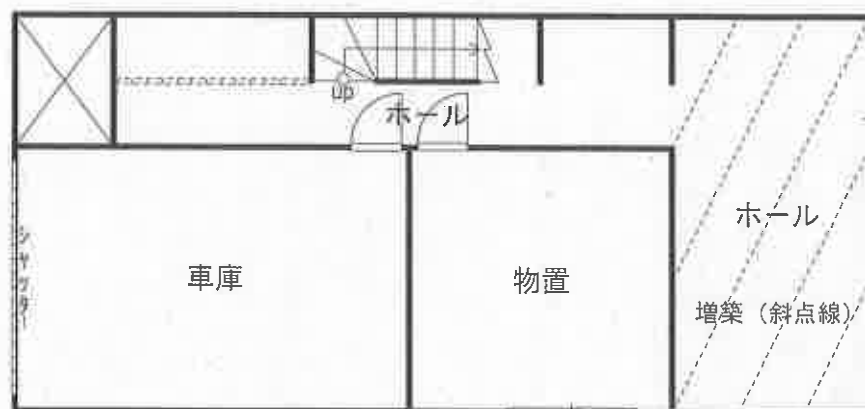
1 階



2 階



地下1階



全 景



洋室1



(8 枚目)

台 所



1階 トイレ



洗面台



浴室



令和7年(ケ)第 59号
令和7年7月16日 現地調査
令和7年8月4日 評価

札幌地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

姥 澤 克 文

第1 評価額

一 括 価 格	
金 13,620,000 円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 5,210,000 円
物件2（建物）	金 8,410,000 円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	恵庭市恵央町 4 番 9 宅地 2 6 5 . 1 1 m ²	同 左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	恵庭市恵央町 4 番地 9 4 番 9 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺地下1階付2階建 1 階 6 2 . 1 0 m ² 2 階 6 4 . 5 9 m ² 地下1階 4 7 . 2 0 m ²	種類は居宅・事務所。地下1階が約14.90m ² 増築され、地下1階の床面積は約62.10m ² となっている。その他については同左のとおり。
番号	特 記 事 項		
1	・土地建物位置関係図のとおり、本建物前の一部はインターロッキングやアスファルト舗装がなされている。 ・土地建物位置関係図のとおり、本建物の北西側から北東側に土留（コンクリート板・木製）が設置されている。 ・恵庭市郷土資料館によると、近くに「茂漁9遺跡」があるが、過去の調査結果から埋蔵文化財は所在しないと判断されるため、埋蔵文化財保護のための事前協議は不要。但し工事等により遺跡と認められるものを発見したときは、恵庭市郷土資料館まで連絡が必要。		
2	・玄関前に風除室（約2.48m²）が取り付けられている。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 千歳線「恵み野」駅から南方道路距離約 1.2 km、最寄りバス停「柏陽町4丁目」から南東方道路距離約 450 m。	
付 近 の 状 況	戸建住宅のほか、空地も散見される既成住宅地域。札幌周辺都市の値上がりを受け、安価な恵庭市等に需要はシフトし上昇傾向にあるが、物価高騰や金利上昇から上昇幅はやや減少と予測する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第一種低層住居専用地域 40 % 60 % 指定ない 法第22条区域、景観計画区域
画 地 条 件	間口約 15.2 m、奥行約 17.4 m の長方形地。地勢は平坦で、周辺の土地とはほぼ等高に接面している。	
接面道路の状況	南西側が幅員約 8 m の舗装市道（注）に等高に接面。 （注）：建築基準法第42条1項1号に該当	
土地の利用状況等	物件2の敷地として利用されている。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 あり ガ ス 配 管 なし 下 水 道 あり	
特 記 事 項	・ 本土地の境界標等は1か所しか確認できなかった。公図等を基に概測した結果、ほぼ公図どおりと推測されるが、正確な位置・形状・規模等の詳細については、専門家の測量を要する。 ・ 対象土地について、現地調査及び土地登記簿による過去の履歴調査の結果、土壌汚染の可能性は確認できなかった。ただし評価人として調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要するものである。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：昭和62年5月30日新築 経過年数：38年 経済的残存耐用年数：10年
仕 様	構 造：木造 屋 根：カラー鉄板等 外 壁：サイディング等 内 壁：ビニールクロス等 天 井：ビニールクロス等 床：ビニールシート・カーペットタイル・畳等 設 備：電気・給水等 その他：特になし
床面積（現況）	第3項目的物件欄記載のとおり。
現況用途等	現況用途：事務所 間取り：5LDK（1階は居間兼事務所、台所・浴室・和室1室、2階は洋室4室＋書斎、地下1階は車庫、物置等）
品 等	地下収納も確保され、南東側開口部からの採光が多く入る設計となっている。使用資材、施工の程度は普通。
保守管理の状態	本建物は内外共に、概ね経年相当の劣化状況であり、目視では特に目立った汚損等は見られなかった。古型化が進行しているが、保守管理の状態は良好。
建物の利用状況	現況調査報告書参照
特記事項	・本件建物は建築確認申請がなされ、工事完了済証の交付を受けている。 ・地下1階約14.90㎡増築されているが、建築基準法52条の容積率緩和規定により問題はない。

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

①物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	38,400	1.045	265.11	1.0	10,638,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 恵庭-11

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $43,000 \text{ 円/㎡} \times 102.6/100 \times 100/104.5 \times 100/110.0 \approx 38,400 \text{ 円/㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位+4.5%

◇地域格差：造成の程度+10%

イ 個別格差：方位+4.5%

*土留・インターロッキング・アスファルト舗装については、老朽化から土地への効用増加はない。

ウ 地積：登記記載数量による。

エ 建付減価：実効容積率、付近の環境との適合、敷地との適応の状況から減価はない。

②物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費（風除室を含む）の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価 率 ウ	附属建物等 価格(円) エ	建物の価格 (円) (ア×イ×ウ)+エ=オ
2	260,000	188.79	0.18	—	8,835,000

イ 現況延床面積：登記延べ床数量約173.89㎡に地下1階増築約14.90㎡を加算した数量。

ウ 現価率＝（経済的残存耐用年数10年／経済的全耐用年数48年）×（1－観察減価0.1）＝0.18

エ 附属建物等価格：附属建物はない。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格（円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格（円） ア×イ＝ウ
1	10,638,000	0.3	法定地上権	3,191,000

イ 土地利用権等割合：恵庭市における借地権の取引慣行及び借地権割合、精通者の意見等を参考に法定地上権割合を30%と査定。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 （円） (1①オ, 1②オ) ア	土地利用権等価 格の控除及び加 算（円）(2①ウ) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額（円） (ア＋イ)×ウ × エ×オーカ
1	10,638,000	-3,191,000		1.0	0.7	—	5,210,000
2	8,835,000	+3,191,000		1.0	0.7	—	8,410,000
一括価格（合計）							13,620,000

ウ 占有減価修正：ない。

エ 市場性修正：現況の建物の利用状況や最近の恵庭市における中古不動産の需給動向等々を勘案し、市場性修正はない。

オ 競売市場修正：第2の評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考量のうえ、競売市場修正として0.7を乗じた。

第6 参考価格資料

地価公示価格 恵庭－11

所 在：恵庭市柏陽町3丁目208番63外

価 格：43,000円／㎡

位 置：JR千歳線「恵み野」駅道路距離約1.7kmに位置。

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：274㎡

供給処理施設：水道、下水

接 面 街 路：南西側8m市道に接面

用 途 指 定 等：市街化区域、第1種住居地域（建ぺい率60%，容積率200%）

地 域 の 概 要：中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

固定資産税評価額（令和7年度）

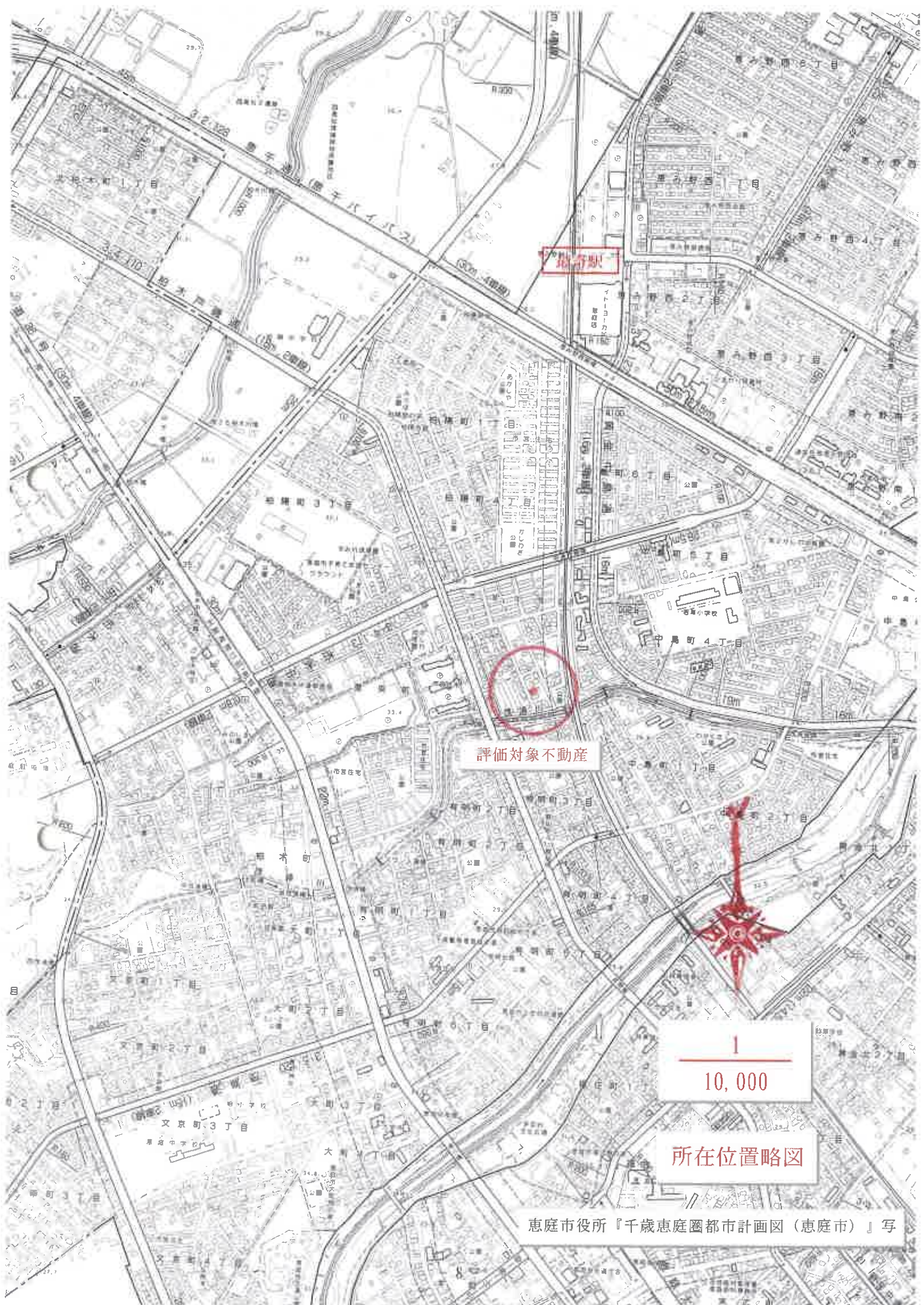
物件1 7,131,459円

物件2 2,424,987円（車庫を含む）

第7 附属資料

- 1 受命物件の所在位置略図
- 2 土地建物位置関係図
- 3 公図写・地積測量図写
- 4 建物図面写・各階平面図写
- 5 建物間取図

以 上



地蔵駅

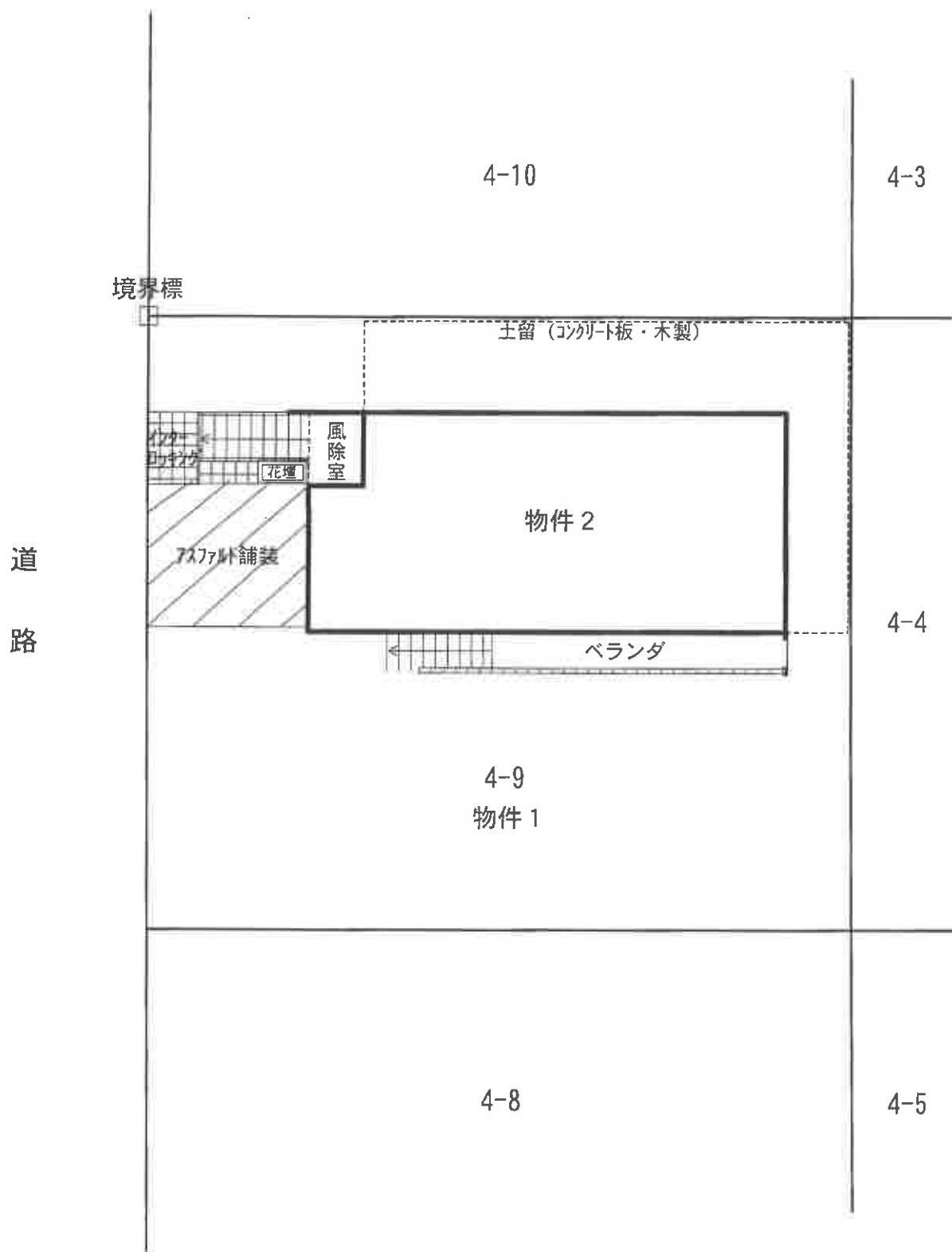
評価対象不動産

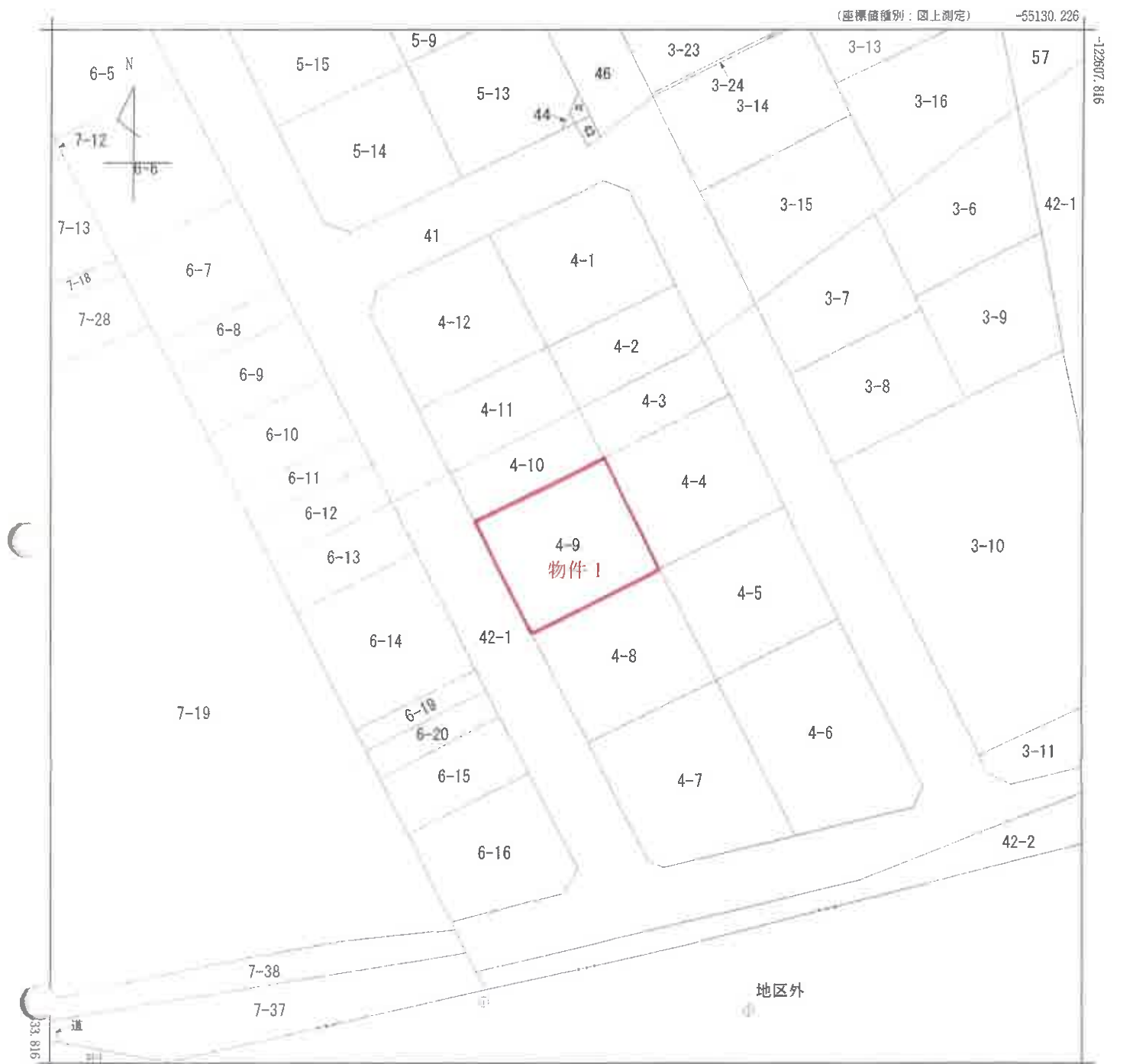
1
10,000

所在位置略図

恵庭市役所『千歳恵庭圏都市計画図（恵庭市）』写

土地建物位置関係図





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
恵央町

請求部	所在	恵庭市恵央町					地番	4番9		
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	X II	分類	地図に準ずる図面		種類	地籍図
作成年月日	昭和42年10月				備付年月日(原図)			補記事項	地図の縮尺は1/1000ですが、1/500に変更して出力しています	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(札幌法務局恵庭出張所管轄)

令和7年5月16日

札幌法務局

請求番号：10-1

(1/1)

登記官

- 10 -



公 図 写

「本図面はA3版をA4版に縮小したものである」

登記年月日：昭和49年6月19日

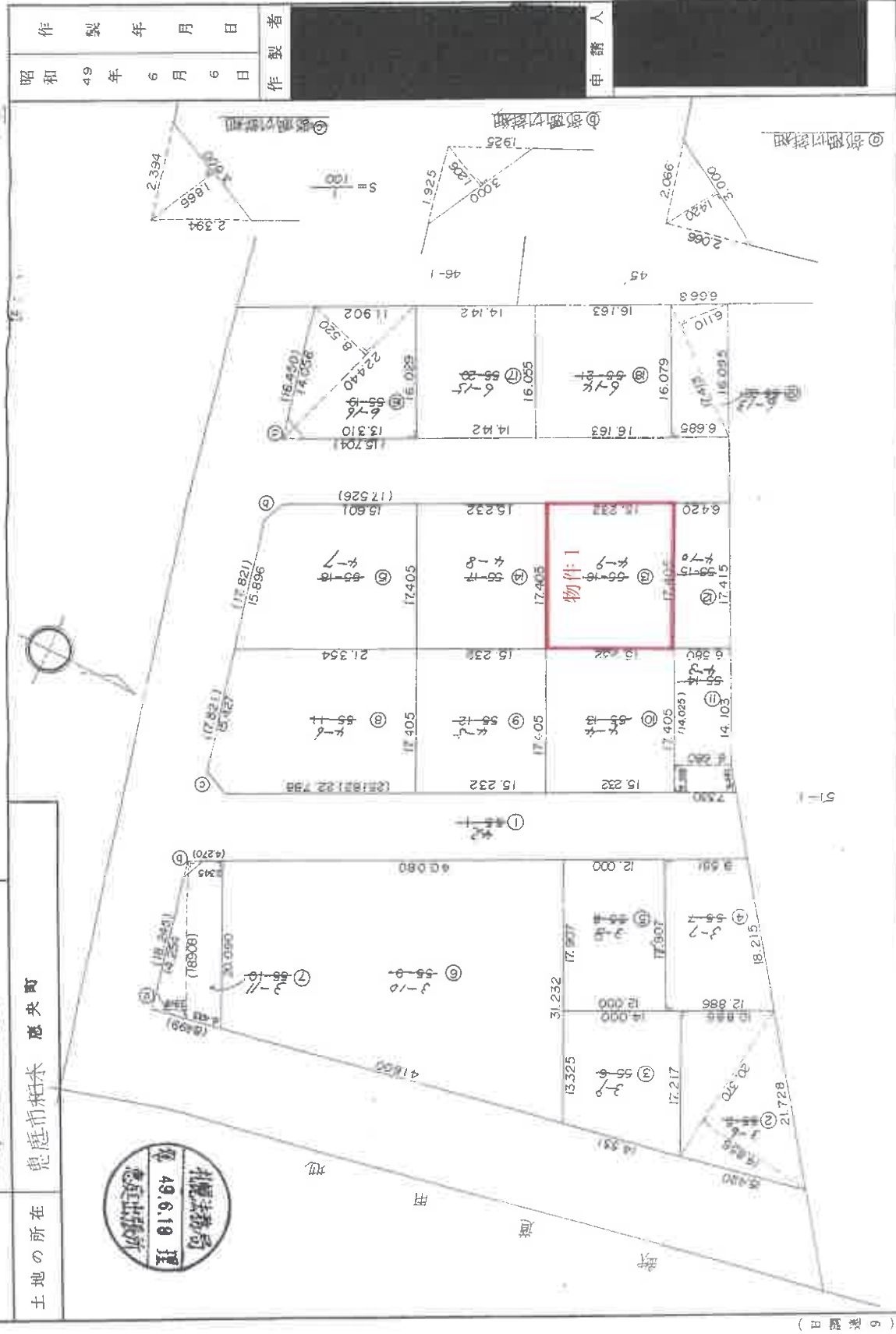
前42 新 3-6~11, 4-3~10, 6-13~16
42 3-7, 3-8, 3-10, 3-11, 4-6, 4-5, 4-4, 4-3, 4-10, 4-9, 4-8, 4-7, 6-16, 6-15, 6-14, 6-13

地 番

53-1, 15-1 ~ 25-22

土地の所在 恵庭市柏木 恵央町

地 積 測 量 図



(日本土地家屋調査士会連合会 用紙)

00003130

縮 尺 1/500

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(札幌法務局恵庭出張所 章 捺)

令和 7 年 5 月 16 日

札幌法務局

登記官

昭和49年6月6日	作製者
作製年	月
作製年	日

昭和49年6月6日	作製者
作製年	月
作製年	日

7- | 合 算 ① 55 + 42 7686 - 4940.5675 = 2825.4327

地番	算計書
②	$20370 \times 14.856 \div 2 + 10.886 \times 17.217 \div 2 = 245.0204 \dots$ 以下略
③	$(17.217 + 13.325) \times 14.000 \div 2 = 213.7940$
④	$(12.886 + 9.551) \times 17.907 \div 2 = 200.8896 \dots$ 以下略
⑤	$12.000 \times 17.907 = 214.8840 \dots$ 以下略
⑥	$(15.232 + 20.090) \times 40.080 \div 2 = 1028.4928 \dots$ 以下略 $[4.270 \times (125.050 + 18.508) \div 2 + (18.906 \times 9.98) \div 2] - \left[\frac{(10.307 \times 142 \div 2)}{(10.307 \times 100 \div 2)} \right] = 116.3625 \dots$ 以下略
⑧	$(25.182 + 21.354) \times 17.405 \div 2 - \textcircled{C} 3.00 \times 1.866 \div 2 = 402.1805 \dots$ 以下略
⑨	$15.232 \times 17.405 = 265.1129 \dots$ 以下略
⑩	$15.232 \times 17.405 = 265.1129 \dots$ 以下略
⑪	$[7.330 + 6.680] \times 3.380 \div 2 + [(6.580 + 6.680) \times 14.025 \div 2] = 116.6626 \dots$ 以下略
⑫	$(6.580 + 6.420) \times 17.405 \div 2 = 113.1325 \dots$ 以下略
⑬	$15.232 \times 17.405 = 265.1129 \dots$ 以下略
⑭	$15.232 \times 17.405 = 265.1129 \dots$ 以下略
⑮	$(21.354 + 17.526) \times 17.405 \div 2 - \textcircled{D} 3.00 \times 1.206 \div 2 = 336.5442 \dots$ 以下略
⑯	$(22.440 \times 8.520 \div 2) + (15.704 \times 16.029 \div 2) - 3.00 \times 1.866 \div 2 = 218.8591 \dots$ 以下略
⑰	$(16.055 + 16.029) \times 14.142 \div 2 = 226.8659 \dots$ 以下略
⑱	$(16.079 + 16.055) \times 16.163 \div 2 = 259.6809 \dots$ 以下略
⑲	$(6.685 \times 16.079 \div 2) + (17.413 \times 6.110 \div 2) = 106.9407 \dots$ 以下略
⑳	②～⑱ 計
	4860.5673

（日）本 十 世 家 國 體 本 十 世 會 合 用（裁）

7

00003131

電話: 10-2

(2/2)

「本図面はA3版をA4版に縮小したものである」

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
〔札幌法務局更迭出基所管轄〕
令和7年5月16日 札幌法務局

登記官

各階平面図

建物図面

家屋番号
4番9

建物の所在
恵庭市恵央町4番地9

1階



$$\begin{aligned} \text{イ} & 10.465 \times 1.82 = 19.0463 \\ \text{ロ} & 11.83 \times 3.64 = 43.0612 \\ & \text{計} 62.1075 \end{aligned}$$

2階

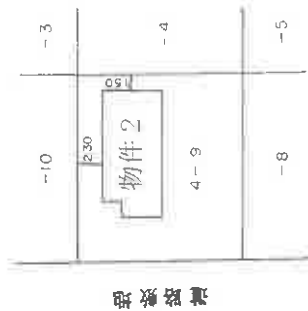


$$11.83 \times 5.46 = 64.5918$$

地下1階



$$\begin{aligned} \text{イ} & 7.755 \times 1.82 = 14.0777 \\ \text{ロ} & 9.10 \times 3.64 = 33.1240 \\ & \text{計} 47.2017 \end{aligned}$$



作製者

縮 1/250
尺 1/

申請人

縮 1/500
尺 1/



(札幌土地家屋調査士会用紙)

00204C38

「本図面はA3版をA4版に縮小したものである」

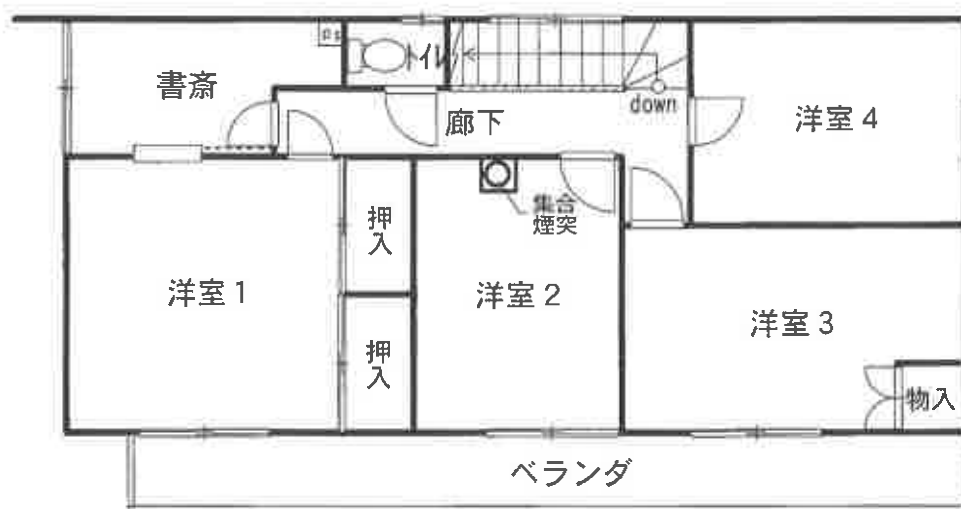
建物間取図



1 階



2 階



地下 1 階

